
(仮 称) 三 浦 バ イ オ マ ス セ ン タ 一 施 設 の
整 備 ・ 運 営 事 業 実 施 要 領

平 成 18 年 10 月

三 浦 地 域 資 源 ユ ー ズ 株 式 会 社

目 次

第 1 章 事業内容に関する事項	1
1 事業名	1
2 事業の実施者	1
3 事業の目的	1
4 事業の概要	1
5 事業のスケジュール（予定）	2
6 法令等の遵守	2
第 2 章 事業者の募集及び選定に関する事項	3
1 事業者の募集及び選定方法	3
2 事業者の募集及び選定の手順	3
3 プロポーザル参加者の備えるべき参加資格要件	5
4 審査及び選定に関する事項	6
第 3 章 事業者の責任の明確化等に関する事項	6
1 基本的考え方	6
2 予想されるリスクと責任分担	6
3 事業の実施状況の監視	7
第 4 章 本施設の立地及び規模等に関する事項	7
1 所在地	7
2 施設規模等	7
3 処理方式	7
4 竣工年次	7
第 5 章 本事業の実施に伴う措置等に関する事項	7
1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	8
2 当社の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	8
3 当当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	8
4 その他	8
第 6 章 補 則	8
1 プロポーザルに伴う費用負担	8
2 その他の問合せ先	8

第1章 事業内容に関する事項

1 事業名

(仮称) 三浦バイオマスセンター施設の整備・運営事業

2 事業の実施者

三浦地域資源ユーズ株式会社 代表取締役社長 杉浦 壽久

3 事業の目的

三浦市は、地域再生計画及び三浦市バイオマстаун構想において、これまで行ってきたし尿、浄化槽汚泥などの処理方式を農作物収穫残渣や水産加工残渣などの一般廃棄物及び公共下水道汚泥などの産業廃棄物である再生可能な有機資源を加え効率的に処理・再資源化する新たな施設として「(仮称)三浦バイオマスセンター（以下「本施設」という。）」の整備事業を検討してきた。

この事業は、し尿・浄化槽汚泥等を適正に処理するとともに、経費の効率化を図るため、施設の設計、建設、運転及び維持管理等を行政に代わって民間が包括的に実施すること（以下「本事業」という。）で、地域再生計画及び三浦市バイオマстаун構想の実現を図り、三浦市の地域経済の活性化及び雇用の創出に寄与することを目的とする。

4 事業の概要

本事業は、本書及び今後公表する予定の募集要項等において提示する条件により広く一般から、施設を設計、建設、運転する提案を求め、本事業の実施に最も相応しい事業者を総合的な評価を経て当社が選定し（以下「プロポーザル」という。）、選定された事業者（以下「事業者」という。）に、設計、建設、運転及びこれに附帯する業務を包括的に契約することによって実施する。

（1）事業場所

神奈川県三浦市内の当社の指定する用地

（2）業務期間

本事業の事業期間は、次のとおりとする。

- ・ 施設整備期間：事業契約締結日の翌日から平成22年3月まで
- ・ 運営期間：施設引渡しの日から15年を経過した日まで

（3）業務範囲

事業者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- ア 本施設及び事業用地の設計、整備並びにその関連業務（取付道路等に敷設する給水設備、排水設備等を含む。）

イ 本施設建設にあたっての建築確認申請等の各種手続及びその関連業務（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の規定による生活環境影響調査の手続きは、事業者の負担で実施する。）

ウ 本施設の運営業務及びその関連業務

エ 本施設及び事業用地に係る保守・維持管理業務およびその関連業務

オ 環境管理業務

カ 資源化促進業務

キ 情報管理業務

ク その他関連業務

5 事業のスケジュール（予定）

- (1) 事業者の決定 平成19年1月中旬
- (2) 基本協定の締結 平成19年2月下旬
- (3) 事業契約の締結 平成19年4月下旬
- (4) 運営期間 本施設引渡しの日から15年を経過した日まで

※ 基本協定では、本事業を進める上での基本的な事項について、事業契約を締結するまでの間の必要な事項を定める。

6 法令等の遵守

本事業を実施するに当たっては、次の法令等を遵守すること。

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・水質汚濁防止法その他公害関係法令及び関係条例
- ・ダイオキシン類対策特別措置法
- ・都市計画法、建築基準法、消防法及び関係法令
- ・労働基準法、労働安全衛生法及び関係法令
- ・その他関連する法令等

第2章 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定方法

事業者の募集及び選定に当たっては、「第1章 4 事業の概要」のとおりプロポーザルにより行う。

2 事業者の募集及び選定の手順

(1) 事業者の募集・選定スケジュール（予定）

本事業における事業者の募集・選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

日付	内容
平成18年10月20日（金）	実施要領の公表 実施要領に対する意見の受付
平成18年11月9日（木）	募集要項等の公表 募集要項等に対する質問の受付
平成18年11月22日（水）	プロポーザルの説明会 現地見学会
平成18年12月6日（水）	プロポーザルに対する質問の受付締切 参加表明書の提出締切り
平成18年12月21日（木）	プロポーザルに関する質問の最終回答
平成18年12月25日（月） 平成19年1月10日（水）	プロポーザルの提案書等の受付
平成19年1月中旬	応募者のヒアリング
平成19年1月下旬	優先交渉権者の選定及び公表
平成19年2月下旬	基本協定の締結

(2) 応募手続き等

ア 実施要領に関する意見の受付

実施要領に関する意見を次のとおり受け付ける。

- 受付期間：平成18年10月20日（金）から
平成18年10月31日（火）午後5時まで
- 受付方法：意見を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出する。これ以外の方法（電話、FAX、口頭等）では受け付けない。
三浦地域資源ユーズ株式会社（担当 千葉）
電子メール shigen-use@utopia.ocn.ne.jp

- 回答方法：提出の事業者に平成18年11月8日までに電子メールにより返信する。

イ プロポーザルに関する募集要項等の公表

プロポーザルの募集要項を次のとおり公表

- 公表期間：平成18年11月9日（木）から
平成18年11月17日（金）まで（土・日曜日を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

- ・ 公表場所：三浦地域資源ユーズ株式会社
(三浦市三崎 5 丁目 245 番地 7 三浦市三崎水産物地方卸売市場 管理棟 3 階)
- ・ 公表資料：プロポーザルの募集要項、様式集、要求水準書、事業者選定基準、
基本協定書(案)、事業契約書(案)
公表資料は印刷費実費（1式3千円）により配布、又は当社ホームページからもダウンロードすることができる。
ホームページ <http://www.shigen-use.biz-web.jp>

ウ プロポーザルの内容に関する質問の受付

プロポーザルの内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

- ・ 受付期間：平成 18 年 11 月 9 日（木）から
平成 18 年 12 月 6 日（水）午後 5 時まで
- ・ 受付方法：質問内容を簡潔にまとめ、電子メールにより提出する。
これ以外の方法（電話、FAX、口頭等）による質問は受け付けない。
三浦地域資源ユーズ株式会社（担当 千葉）
電子メール shigen-use@utopia.ocn.ne.jp
- ・ 回答方法：提出の事業者に平成 18 年 12 月 21 日までに電子メールにより返信する。

エ プロポーザルに関する説明会

プロポーザルに関する説明会を次のとおり開催する。

なお、参加する場合は、プロポーザルの募集要項等の公表資料を持参することとし、
説明会に参加する人数は、1 社当たり 2 名までとする。

- ・ 日時：平成 18 年 11 月 22 日（水）午前 11 時 00 分から
- ・ 場所：三浦市三崎水産物地方卸売市場 管理棟 7 階 大会議室
(三浦市三崎 5 丁目 245 番地 7)

オ 現地見学会

現地見学会を次のとおり開催する。

なお、現地見学会に参加する人数は、1 社当たり 4 名までとする。

- ・ 日時：平成 18 年 11 月 22 日（水）午後 2 時 00 分から
- ・ 場所：（仮称）三浦バイオマスセンター 建設予定地

カ プロポーザルの提案書等の受付

本事業に関するプロポーザルの提案書等を次のとおり受け付ける。

- ・ 受付期間：平成 18 年 12 月 25 日（月）から
平成 19 年 1 月 10 日（水）まで
ただし、12 月 29 日から 1 月 3 日まで及び土・日曜日、祝日を除く。
- ・ 受付時間：午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）
- ・ 受付場所：三浦地域資源ユーズ株式会社
(三浦市三崎 5 丁目 245 番地 7 三浦三崎水産物地方卸売市場 管理棟 3 階)

- ※ プロポーザルの提案に必要な書類は、プロポーザルの募集要項において明記する。
- ・ ヒアリング：当社が必要とする場合、提出の事業者に対してヒアリングを行う。
なお、ヒアリングの場所及び日時等は事前に提出の事業者に対して通知する。

キ 優先交渉権者の決定及び基本協定の締結

提出された提案書について総合的に評価を行い、平成 19 年 1 月下旬に優先交渉権者を決定する。優先交渉権者は、平成 19 年 2 月下旬を目途に当社と基本協定を締結する。

3 プロポーザル参加者の備えるべき参加資格要件

(1) プロポーザル参加者の構成等

プロポーザル参加者の構成等は次のとおりとする。

- ア プロポーザル参加者は、一企業又は複数の企業で構成すること。
- イ プロポーザル参加者が複数の企業から構成される場合は、代表企業を定めること。
また、プロポーザル参加表明書及びプロポーザル参加資格確認申請書の提出時に、プロポーザル参加者の構成員について明らかにすること。
- ウ プロポーザル参加者の構成員の変更は、原則認めない。
- エ プロポーザル参加者の構成員は、他のプロポーザル参加者の構成員になることはできない。

(2) プロポーザル参加者の参加資格要件

プロポーザル参加者は、次の参加資格要件を満たす構成員を含むものとする。

- ア 本事業を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- イ 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。
- ウ 平成 13 年度以降に、一般廃棄物処理施設の運営実績(運転管理、維持管理)を有していること。
- エ 技術管理者（し尿・浄化槽処理および資源化施設の各施設を対象とし、それ一般廃棄物及び産業廃棄物を管理する。）の資格を有する者を本事業の現場総括責任者等として事業開始までに配置できること。

(3) 構成員の制限

次に該当する者は、プロポーザル参加者の構成員となることはできない。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日号外政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により三浦市の一般競争入札に参加できない者及び三浦市建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領の規定により三浦市の指名停止措置を受けている者
- イ 最近 1 年間の法人税、事業税、消費税又は地方税を滞納している者
- ウ 次の法律の規定による申立て等がなされている者
 - ・ 商法第 381 条の規定による整理開始の申立て又は通告
 - ・ 破産法第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産の申立て
 - ・ 会社更生法第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て
 - ・ 民事再生法第 21 条の規定による再生手続開始の申立て

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

(4) 参加資格の確認

参加資格の確認における基準日は、平成 18 年 12 月 25 日とする。ただし、参加資格確認から契約締結までの期間に、プロポーザル参加者又はプロポーザル参加者を構成する企業が上記参加資格要件に欠け、または構成員の制限に該当するような事態が生じた場合には、失格とする。

※ その他当社が必要と認めるプロポーザル参加者の構成、参加資格要件、構成員の制限等については、プロポーザルの募集要項において明記する。

4 審査及び選定に関する事項

(1) 審査委員会

プロポーザル書類等の審査に当たっては、学識経験者、神奈川県及び三浦市の職員並びに当社の役員等で構成する審査委員会を設置する。当社は、審査委員会の審査により選定された優秀提案をもとに、優先交渉権者を決定する。

(2) 審査の手順及び方法

ア プロポーザル書類審査

あらかじめ設定した「事業者選定基準」に従って、審査委員会においてプロポーザル書類の審査を総合評価の方法により行い、最優秀提案を選定する。総合評価は、プロポーザル参加者の提出した提案内容について、評価項目ごとに評価に応じた得点を付与し、得点の合計の最も高い者を最優秀提案として選定する。

イ 審査事項

審査事項はプロポーザルの募集要項に添付する「事業者選定基準」に示す。

ウ 審査結果

審査結果は公表する。

第3章 事業者の責任の明確化等に関する事項

1 基本的考え方

本事業における責任は、原則として事業者が負う。ただし、当社が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、別途事業者との協議の上、当社が責任を負う。

2 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び当社と事業者との責任分担及び内容については、概要をプロポーザルの募集要項で明示し、最終的には、事業契約で定める。

3 事業の実施状況の監視

当社は、施設整備について、設計及び施工の監視を行い、その内容等については、事業契約で定める。

また、事業者の提供する施設の整備及び運転・維持管理に係るサービスが十分に達せられない場合、当社はサービスに対する支払の減額等を行うとともに、事業者に対して改善勧告を行い、改善策の提出・実施を求めることができる。

第4章 本施設の立地及び規模等に関する事項

1 所在地

神奈川県三浦市内の当社の指定する用地

2 施設規模等

現在、想定している本施設において処理するバイオマス資源は次のとおりです。

バイオマス資源	処理量等 (H22～H37)	備 考
①し尿	16.1～4.0 kℓ／日	将来処理形態別搬出量におけるし尿の推計値
②浄化槽汚泥	44.8～47.4 kℓ／日	将来処理形態別搬出量における浄化槽汚泥の推計値
③公共下水道汚泥	3.5～4.2 t／日	東部浄化センターにおける脱水汚泥ケーキの将来推計値
④污水排水処理施設等 脱水・濃縮汚泥	脱水汚泥 0～0.65 t／日 濃縮汚泥 0～0.54 m ³ ／日	一般廃棄物最終処分場及び水産物流通加工団地の污水排水処理施設等における将来推計値
⑤農作物収穫残渣	20 t／日	
⑥水産加工残渣	微量～0.7 t／日	水産物流通加工団地における将来推計値

3 処理方式

メタン発酵などのエネルギー変換施設を有し、処理により得られる電気・熱等のエネルギーは場内利用を原則とする。

4 竣工年次

平成 22 年 3 月

第5章 本事業の実施に伴う措置等に関する事項

本事業の計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、当社と事業者は、誠意をもつて協議し、協議が整わない場合は、事業契約中に規定する具体的措置に従う。

また、本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 事業者の提供するサービスが、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、当社は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善することができなかつたときは、当社は、事業契約を解除することができる。
- (2) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、当社は事業契約を解除することができる。
- (3) 前2号の規定により当社が事業契約を解除した場合、事業者は、当社に生じた損害を賠償しなければならない。

2 当社の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 当社の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができる。
- (2) 前号の規定により事業者が事業契約を解除した場合、当社は、事業者に生じた損害を賠償する。

3 当当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他当社又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となつた場合、当社及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。なお、一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、当社及び事業者は、事業契約を解除することができる。

4 その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

第6章 梯　則

1 プロポーザルに伴う費用負担

プロポーザルに伴う費用は、すべてプロポーザル参加者の負担とする。

2 その他の問合せ先

本実施要領に関する内容以外の問合せ先は、次のとおりとする。

三浦地域資源ユーズ株式会社 担当 千葉

〒238-0243 神奈川県三浦市三崎5丁目245番地7

電話 046-881-0030

ファックス 046-881-0038

電子メール shigen-use@utopia.ocn.ne.jp

ホームページ <http://www.shigen-use.biz-web.jp>